

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

| | | |
|------------------|-----|--|
| 附属機関又は 会議体の名称 | | 平成26年度 未来戦略創出会議(第12回) |
| 事務局(担当課) | | 政策経営部企画課 |
| 開催日時 | | 平成26年12月11日(木) 10時00分~11時20分 |
| 開催場所 | | 第二委員会室(本庁舎4階) |
| 議題 | | (1)平成27年度組織改正(案)等について (2)収納対策本部の運営体制の変更について(報告) (3)としまセンタースクエアの利用方法について (4)政策経営会議(第13~15回)結果報告 |
| 公開の 可否 | 会議 | <input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 |
| | | 非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第7条第1項第5号による |
| | 会議録 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 |
| | | 非公開・一部非公開の場合は、その理由 |
| 出席者 | 委員 | 区長・副区長(欠席)・教育長・政策経営部長・特命政策担当部長・総務部長・施設管理部長(代理:施設課長)・新庁舎担当部長・区民部長・文化商工部長・清掃環境部長・保健福祉部長・健康担当部長・池袋保健所長・子ども家庭部長・都市整備部長(欠席)・地域まちづくり担当部長・建築住宅担当部長(欠席)・土木担当部長(代理:道路管理課長)・会計管理室長・教育総務部長・選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長・区議会事務局長 |
| | 幹事 | 企画課長・財政課長・行政経営課長・区長室長・広報課長(欠席)・シティプロモーション推進室長・総務課長・人事課長 |
| | 説明者 | 税務課長、庁舎建設室長 |
| | 事務局 | 企画課企画調整グループ係長・主査 |

審議経過

(1) 平成 27 年度組織改正(案)等について

幹事: 資料に基づき、平成 27 年度組織改正(案)等について説明。

まず、組織数であるが、27 年度は 18 の部と 96 の課となり、26 年度と比較して部は 3 減、課は 2 増となる。次に組織の改正内容であるが、新設するポストが 6、廃止するポストが 7、再編する課が 5、名称変更が 8 である。平成 27 年度のスタッフ職担当課長は 21 ポストを見込んでおり、平成 26 年度の 17 ポストと比較し、4 ポストが増える予定である。なお、定員管理計画(案)について、人員の増減見込みであるが、増員が 101 名、減員が 125 名、差引 24 名の減となり、中間のまとめから若干変更となっている。

委員: 臨時福祉給付金が、平成 27 年度も引き続き実施される可能性が出てきている。実施が正式に決定した場合には、組織の存続やその作業スペース等も含め、配慮していただきたい。

⇒提案の通り決定する。

(2) 収納対策本部の運営体制の変更について(報告)

説明者: 資料に基づき、収納対策本部の運営体制の変更について報告。

収納対策本部は、平成 13 年度の設置以来、本部や検討部会において収納対策に関する様々な検討を行ってきた。そして、収納チャネルの多角化や電話催告等の有効な対策を確実に実施することによって、収納率向上等の一定の成果を収めている。

この結果を踏まえ、今後はこれまで以上に機動的かつ柔軟に収納対策を検討・実行するため、運営体制を改めるものである。なお、この件については、平成 26 年 11 月 19 日の収納対策本部において決定済みである。

主な変更点は、要綱 5 条に基づく部会を 2 つ設置する点である。部会は「税・保険料検討部会」と「私債権等検討部会」とし、それぞれ平成 26 年 12 月 1 日付で設置する。各部会では「基本方針」を策定し、本部に承認を得るとともに、収納対策の実施状況を報告する。本部は、部会からその他の重要な報告を受け、また、重要事項の決定を行うものとする。本部の事務局は区民部税務課長とし、平成 27 年度以降は、平成 27 年 4 月 1 日に設置予定の区民部収納推進担当課長が引き継ぐものとする。なお、本部及び部会の庶務は、区民部税務課において処理する。

委員: 今回の改正では本部員の変更はないが、より具体的な問題に機動的に対応するため、部会を 2 つ立ち上げた。部会は必要に応じてなるべく頻繁に開催し、より一層の収納率向上を目指していきたい。

委員: 私債権等検討部会は、運営体制変更後、すでに第 1 回目の部会を開催した。副部会長と十分に協調し、全庁にわたりながらもこれまであまり顕在化してこなかった私債権等の収納推進に向けて努力していきたい。

⇒報告のとおり了承する。

(3) としまセンタースクエアの利用方法について

説明者: 資料に基づき、としまセンタースクエアの利用方法について説明。

新庁舎の 1 階に設置する「としまセンタースクエア」について、その利用方法を要綱としてまとめ、ルールを定めたい。

まず、施設の使用内容であるが、区が主催する会議、事業に使用するほか、庁舎としての用途または目的に反しない限度において区が共催する事業、施設の提供を協賛内容として区が協賛する事業に使用するものとする。なお、区が共催・協賛する事業は、豊島区後援名義等使用承認事務取扱要綱第 4 条による承認基準に該当するもので、名義の使用承認を受ける必要がある。

次に、施設の利用時間等であるが、利用時間は年末年始を除く毎日午前 9 時から午後 9 時 30 分とする。利用単位は午前・午後・夜間・全日の 4 単位とし、施設の連続利用は原則 1 週間とする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、この限りではないこととする。

最後にその他の留意事項であるが、施設内での火気利用は禁止とし、アルコールを含む飲食については、行事計画書にメニュー等を詳細に記載のうえ申請し、承認を得たものに限る取り扱いとする。また、大音量が発生するものは使用できないため、音の発生が予測される事業については、行事計画書に使用する楽器、増幅器の仕様等を詳細に記載のうえ申請し、承認を得ることとする。

施設概要であるが、面積は約 450 m²で、パーティションにより 2 分割が可能である。テーブル・椅子・ステージ等の設備を備え、講演会・式典等に対応する音響設備も常設である。また、映像設備として、昇降式スクリーンとプロジェクターを設置する。

委員： 区以外の団体等が施設を利用する際には、後援名義等の使用承認申請だけではなく、行政財産の使用許可手続きを行う必要があるのか。また、その際の所管課はどこになるのか。

説明者： この施設は行政財産という扱いではなく、庁舎の一部として、庁舎内会議室等と同等の施設として取り扱う。そのため、共催・協賛事業についてのみ区以外の団体が利用することを認めるが、いずれも区が事業を共に実施する・施設提供を協賛内容として事業を実施する、ということが施設利用の条件となり、区の所管課が利用者として施設を予約するという仕組みである。なお、施設利用の管理をする所管課は、現行の総務課庁舎管理係を想定しており、27 年度の組織改正によって、新庁舎担当部長の所管になる予定である。

委員： 当初から施設利用の申込みが多数あることが想定されていたため、すでに平成 27 年度の利用予定については全庁調整済みである。今後正式な利用決定について、手続きを行っていくことになる。

委員： 施設の利用予約等について、全庁が共用できる予約システム等で管理することは検討しているのか。

説明者： 現在全庁で利用している会議室予約システムに追加して管理できるよう、情報管理課と調整しているところである。

区長： 広さはどのくらいの規模をイメージすれば良いか。

委員： 現在の区民センター 1 階にある施設の約 1.5 倍程度である。

区長： としまセンタースクエアと同じフロアにある別の場所を、権利者がテナントに貸し出した場合、その賃借料がかなり高額であるとの情報を聞いている。それだけの高い価値がある場所を区民の方々のために無償で提供することになるのだから、設備全体、特に音響や照明設備については、その価値に見合うしっかりとしたものを整備して、利用

することを区民の方々が誇りに思ってもらえるような施設にしてもらいたい。

委員： としまセンタースクエアは、区が主催・共催・協賛する事業について利用を認める場所であって、単なる「場所貸し」の施設ではないということを、きちんと区民の方々に説明していく必要があるのではないか。

説明者： 確かにその通りである。まずは議会に対してしっかりと説明し、利用方法のルールについてご理解いただきたいと考えている。

教育長： 新ホール等の整備期間中等、代替施設としてとしまセンタースクエアの利用希望が集中することが懸念される。連携している大学のホールを一時的に借用するという案も考えられるが、こういう状況も想定したうえで、全庁的な検討体制を持つことが必要ではないか。

区長： 区民の方々に誤解を招かないよう、議会を含めて丁寧な説明をし、十分ご理解いただいたうえで、積極的な利用を促していくよう努めてもらいたい。

⇒提案のとおり決定する。

(4) 政策経営会議(第 13～15 回)結果報告について

各委員： 資料に基づき、政策経営会議(第 13～15 回)の結果について報告。

⇒報告のとおり了承する。

| | |
|-----------------|---|
| <p>会議の結果</p> | <p>(1)平成 27 年度組織改正(案)等について (2)収納対策本部の運営体制の変更について(報告) (3)としまセンタースクエアの利用方法について (4)政策経営会議(第 13～15 回)結果報告について →(1)・(3)について決定、(2)・(4)について了承</p> |
| <p>提出された資料等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度組織改正(案) ・平成 27 年度定員管理計画(案) ・収納対策本部の運営体制の変更について(報告) ・「としまセンタースクエア」の利用方法について ・平成 26 年度第 13 回～15 回政策経営会議結果報告書 |